

番 号 : 130964

国 名 : パラグアイ

担当部署 : 農村開発部畑作地帯課

案件名 : イタプア県・カアサパ県におけるテリトリアル・アプローチ実施体制強化のための農村開発プロジェクト (農村開発計画策定)

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 農村開発計画策定
- (2) 格 付 : 3～4号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2013年10月下旬から2014年3月下旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 0.45M/M、現地 3.67M/M 合計 4.12M/M
- (3) 業務日数 : 準備期間 3日 第1次現地調査 50日 国内作業 1日 第2次現地調査 60日 整理期間 5日

本業務においては複数の渡航により業務を実施することを想定しており、具体的な業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的な条件については、10. 特記事項を参照願います。

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、場所

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 正1部、写4部
- (2) 見積書提出部数 : 正1部、写1部
- (3) 提出期限 : 10月9日(12時まで)
- (4) 提出場所 : 調達部受付 (JICA本部1F)

### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針 :
  - ①業務方針の的確性 6点
  - ②業務方法の整合性、現実性等 12点
  - ③当該業務実施上のバックアップ体制 2点
- (2) 業務従事者の経験能力等 :
  - ①類似業務<sup>注</sup>の経験 40点
  - ②対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験 8点
  - ③語学力 16点
  - ④その他学位、資格等 16点

(計100点)

類似業務	農村開発に係る各種業務
対象国/類似地域	パラグアイ/全途上国
語学の種類	スペイン語

### 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等 : 特になし
- (2) 必要予防接種 : 特になし。

### 6. 業務の背景

パラグアイ政府は、その貧困削減の一環として、都市部と農村部の貧困格差の是正に向け、「テリトリアル・アプローチ」を適用した農村開発の実施体制構築を進めている。このパラグアイの取り組みに対し、JICAは、開発調査「小農支援のための総合的農村開発計画」(2008年12月～2011年8月実施)を通して、テリトリアル・アプローチをベースとしたパラグアイにおける「農村テリトリーの持続的開発戦略策定のためのガイドライン」の策定を支援した。

同ガイドラインの適用に先駆け、ガイドラインで示されたテリトリアル・アプローチによる農村開発の効果や実現可能性を実証するため、パラグアイ政府は同ガイドラインに基づいたパイロット・プロジェクト実施への技術支援をJICAに要請した。この要請を受け、パラグアイ農牧省及び大蔵省をカウンターパート（C/P）機関とする技術協力プロジェクト「イタプア県、カアサパ県におけるテリトリアル・アプローチ実施体制強化のための農村開発プロジェクト」（以下「プロジェクト」）が、2012年2月から5年間の予定で実施されており、長期専門家3名（チーフアドバイザー／開発マネジメント、組織強化、業務調整／参加型開発）が活動している。

プロジェクトは、イタプアおよびカアサパ県を対象地域とし、経済、社会、制度、環境等の異なる局面で共通性が見られる対象地域内の複数の市をテリトリーと見なし、各テリトリーに地域の産官学及び民間セクターのアクターがテリトリーの開発について議論・審議する場としてインスタンス（以下「インスタンス」）を設置している。プロジェクト実施期間中、インスタンスは、テリトリー内のニーズに応えるべく事業の計画、実施、モニタリング・評価のサイクルを繰り返していくが、この事業サイクルの繰り返しによってテリトリーを単位とする開発モデルを構築すること、そして、インスタンスによる事業サイクル管理の経験・教訓と、構築された開発モデルに基づいて、今後の農村開発の効果的、効率的な進め方に係る政策提言を行うことが、本プロジェクトの目標である。

2013年8月までに、イタプア県では既に2つのテリトリーが形成され、各インスタンスによる開発計画（開発戦略と戦略を実行するための具体的なプログラムやプロジェクトの計画、及びその年間活動計画）策定プロセスが開始されている。当該開発計画策定作業は2013年12月までに終了し、2013年1月後半から2月前半にかけて各テリトリー内の承認を得て、実施に移されていくことが想定されている。この開発計画策定期間中、インスタンスへの参加者の関心や参加意欲を維持するため、また、計画策定と事業実施の経験を積むため、テリトリーとして優先的に取り組むべき分野における小規模な試行的事業のインスタンスによる計画策定及び実施を同時並行で進めている。本専門家派遣の目的は、イタプア県の2つのテリトリーにおいて、インスタンスの開発計画策定から実施開始までのプロセスをC/Pと共に支援することであり、以下の4つがその業務の成果として期待されている。

- (1) イタプア県の2つのテリトリーの開発戦略が策定される。
- (2) イタプア県の2つのテリトリーの開発戦略を実現するための、プログラム及びプロジェクト計画が策定される。
- (3) 上記プログラム及びプロジェクト計画に基づいて2014年度の各テリトリーの年間活動計画（2014年1月～12月が対象期間）が、活動毎に必要な投入、関連機関／組織間の実施に係る役割分担、及びモニタリング・評価のための指標を明確にした形で策定される。また、当該計画が承認され、その実施が開始される。
- (4) イタプア県の2つのテリトリーにおいて、日本の会計年度2013年度内に具体的な試行的事業が計画・実施される。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、パラグアイ農牧省、大蔵省並びにイタプア県庁のC/P職員に計画策定にかかるファシリテーション技術を移転しつつ、これらC/P職員と共に、イタプア県の2つのテリトリーのインスタンスに対し、その計画策定、承認、事業実施を支援する。業務にあたっては、「チーフアドバイザー／開発マネジメント」専門家の監督の下、イタプア県担当[組織強化]専門家と調整、連携しながら活動を進める。

具体的担当事項は次のとおりとする。

- (1) 国内準備期間（2013年10月下旬）
  - ア. 本プロジェクトに関する関係資料を確認し、当該業務遂行に必要な情報の収集・整理・分析を行う。
  - イ. 現地派遣に係る業務計画書（和文・西文）を作成し、JICA農村開発部へ提出、説明する。
- (2) 第1次現地派遣期間（2013年10月下旬～12月中旬）
  - ア. 現地業務開始時に、C/P機関、JICAパラグアイ事務所及びJICA専門家に対し、業務計画書を提出し、業務内容を確認する。

- イ. パラグアイにおける行政機関の計画・予算策定に関し、国内では収集できなかった情報の収集を行う。
  - ウ. イタプア県の2つのテリトリーにおいて、策定途中にある開発計画（開発戦略、開発戦略実施のためのプログラム・プロジェクト計画、並びに同計画の2014年度の年間活動計画）案、及び試行事業計画案を検討し、ファシリテーション技術を用いて、各計画の完成までのロードマップをインスタンスと共に見直しする。
  - エ. 各テリトリーのインスタンスからロードマップへの承認を取り付けた後、ロードマップに基づいてパラグアイ側関係者の作業を支援する。
- (2) 国内作業期間（2014年1月上旬）
- 第1次現地派遣期間中の業務を取りまとめ JICA 農村開発部へ報告し、第2次現地派遣期間に関する業務実施方針につき、業務内容を確認する。
- (3) 第2次現地派遣期間（2014年1月中旬～3月中旬）
- ア. イタプア県の2つのテリトリーにおいて、インスタンスが主体となって開発計画及び試行事業計画を完成させる（必要な投入、役割分担、指標の明確化に留意）ことができるように、ファシリテーション技術を指導し助言する。
  - イ. イタプア県の2つのテリトリーにおいて、開発計画及び試行事業計画の承認までの一連の流れについて、インスタンスによる実施を助言・指導する。
  - ウ. イタプア県の2つのテリトリーにおいて、承認された2014年度年間活動計画並びに試行事業計画に基づいた活動・事業が開始するように技術指導・助言する。
  - エ. 現地業務完了に際し、業務の成果・提言等を含む現地業務結果報告書（西文又は和文）を作成し、C/P機関及びJICAパラグアイ事務所に提出、報告する。
- (4) 帰国後整理期間（2014年3月下旬）
- 専門家業務完了報告書（和文）を作成し、JICA農村開発部へ提出、報告を行う。

## 8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は（3）専門家業務完了報告書とする。

- (1) 業務計画書
  - 和文3部（JICA農村開発部、JICAパラグアイ事務所、プロジェクト）
  - 西文6部（C/P機関3部、JICA農村開発部、JICAパラグアイ事務所、プロジェクト）
- (2) 現地業務結果報告書
  - 西文6部（C/P機関3部、JICA農村開発部、JICAパラグアイ事務所、プロジェクト）
- (3) 専門家業務完了報告書
  - 和文3部（JICA農村開発部、JICAパラグアイ事務所、プロジェクト）

なお、上記成果品の体裁は簡易製本とし、電子データもあわせて提出すること。

また、イタプア県の2つのテリトリーの策定した開発計画（開発戦略、戦略実施のためのプログラム・プロジェクト計画、プログラム・プロジェクト計画の2014年度年間活動計画）及び試行事業計画を現地業務結果報告書並びに業務完了報告書に添付すること。

なお、現地派遣中の業務従事月報を作成し、JICAパラグアイ事務所へ提出すること。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約見積書作成の手引き」（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）を参照願います。

留意点は以下のとおり。

航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含まず（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、成田⇒ニューヨーク⇒サンパウロ⇒ニューヨーク⇒成田を標準とします。

## 10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境

### ①現地業務日程

現地派遣期間は、第1次派遣期間として2013年10月31日～12月19日、第2次現地派遣として2014年1月18日～3月18日を予定していますが、ある程度の日程調整は可能です。

### ②現地での業務体制

本業務に係る現地プロジェクトチームの構成は、以下のとおりです（本業務の現地作業期間に派遣されている専門家のみ記載しています）。

- ・チーフアドバイザー／開発マネジメント（長期派遣専門家）
- ・組織強化（長期派遣専門家）
- ・業務調整／参加型開発（長期派遣専門家）

### ③便宜供与内容

プロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

#### ア) 空港送迎

あり

#### イ) 宿舎手配

あり

#### ウ) 車両借上げ

必要な移動に係る車両の提供（市外地域への移動を含む）

#### エ) 通訳備上

なし

#### オ) 現地日程のアレンジ

プロジェクトチームが必要に応じアレンジします。

#### カ) 執務スペースの提供

アスンシオン市及びエンカルナシオン市のプロジェクトオフィスにおける執務スペース提供（ネット環境完備）

## (2) 業務実施上の留意事項

業務の実施にあたっては次の点に留意すること。

テリトリーにおける開発事業の受益者は、基本的に小規模農家とされており、小規模農家の生活の質の向上のため、その収入向上に資する活動が開発計画には盛り込まれる予定である。ただし、プロジェクトのテリトリアル・アプローチでは、経済・生産、社会・文化、政治・制度、環境、及び人的資源の5つの局面の総合開発を目指していることから、開発計画に含まれる課題、セクターは多岐に亘ることが想定されている。

パラグアイでは計画策定が必ずしもその実施に結びつかないことが多い。その原因の一端には、計画策定時に、計画実施に必要な投入の観点からの実施可能性が十分見極めていないこと、或いは、活用できる資源に照らして計画内容の優先順位づけや絞り込みが不十分であることが指摘されている。インスタンスによる事業サイクルの繰り返しによる開発モデルの構築を可能にするためには、計画策定の段階から開発計画の実現可能性が十分、検討されると同時に、実施に際しての各アクターの役割（投入）が明確にされるよう支援していく必要がある。これら開発計画の実施には、テリトリー内の資源を優先的に活用するが、テリトリー外からの資源の調達も必要となると想定されている。そのためには、テリトリーのアクター間、そしてインスタンスとテリトリー外の機関や組織との調整、交渉、連携が必要となってくる。ただし、このような多機関、組織間の調整、連携、交渉の経験が、インスタンスにはまだ十分ないことに留意し、計画策定のプロセスを通じてインスタンスが調整、連携、交渉の経験を積んでいけるように支援することが重要である。

## (3) 参考資料

本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイトで公開されています。

- ・プロジェクト概要 (<http://www.jica.go.jp/project/paraguay/002/outline/index.html>)
- ・プロジェクト基本情報（ナレッジサイトトップ>プロジェクト情報>スキーム別&国別

一覧>プロジェクト基本情報)

**(4) その他**

業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

以 上